

ちば起業家ビジネスプランコンペティション

協賛企業賞 協賛要領

(目的)

第1条 この要領は、ちば起業家ビジネスプランコンペティション（以下「ちばビジコン」という。）の趣旨に賛同する法人やその他団体（以下「企業等」という。）が、ちばビジコンの協賛企業賞に協賛する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等がちばビジコンの協賛企業賞受賞者に対して行う副賞の提供に関する行為をいう。

2 前項に規定する副賞の協賛品は、起業支援につながる商品・サービスとし、協賛を行う企業等と実行委員会が協議し決定する。

(募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、実行委員会が別に定める。

(協賛の申込)

第4条 企業等は、協賛企業賞部門協賛申込書（以下「申込書」という。）をちば起業家応援事業実行委員会に提出するものとする。

2 申込書はちば起業家応援事業のWebサイトからダウンロードし、記入のうえ、ちば起業家応援事業実行委員会まで郵送あるいはメール等にて申し込むものとする。

(協賛の決定)

第5条 ちば起業家応援事業実行委員会は、第4条の規定による申込みがあったときは、第6条に規定する審査基準に基づき審査し、その結果をちばビジコン協賛企業賞協賛可否通知書により通知する。

2 ちば起業家応援事業実行委員会は、審査後、協賛が適当ではない事例が生じたときは、第7条の特典を取り消すことができる。

(審査基準)

第6条 ちば起業家応援事業実行委員会は、申込内容が次の各号のいずれかに該当しないか審査する。

- (1) 法令に違反するもの又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの
- (4) 政治性、宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (7) その他、ちば起業家応援事業実行委員会長が不適當と判断するもの

(協賛の特典)

第7条 第5条の通知を受けた者(以下、協賛者という)の特典は別表のとおりとする。

(受賞者の決定)

第8条 協賛者は、ちばビジコンの応募書類をちば起業家応援事業実行委員会から受領後、すみやかに受賞候補者を決定する。

2 協賛者は、決定した受賞候補者をちばビジコン協賛企業部門審査結果報告書により、ちば起業家応援事業実行委員会に報告をする。

(協賛品の提供)

第9条 協賛者は受賞者決定後、1か月以内に協賛品を受賞者に提供するものとする。

2 協賛者は、受賞者に協賛品を提供後、すみやかにちば起業家応援事業実行委員会に協賛品提供報告書を提出する。

(協賛者の責任)

第10条 協賛者は、協賛品の内容に責任を負うものとする。

(協賛品の返還)

第11条 納品された協賛品は、返還しない。

ただし、協賛者の責めに帰すことのできない理由により、協賛できなかったとき(受賞の辞退等)は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成29年6月27日から施行する。

別表

協賛者特典
・ 協賛企業賞名の決定 ・ ちばビジコンのWebサイト、ポスター、チラシ等広告物への協賛者名又はロゴの掲載 ・ ちば起業家応援事業のFacebook ページでの協賛者の紹介 ・ ちば起業家大交流会(幕張メッセ 2018年1月30日開催)でのブース設置 ・ ちば起業家大交流会での表彰式への出席